平成２４年（フ）第１３６３号
埼玉県上尾市大字原市4324番地１　フォレストヒルズⅡ―101
債務者　鴫村　貴之
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０７号
さいたま市岩槻区西原４番137号
債務者　小島　正恵（旧姓當間）
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２０号
埼玉県上尾市西宮下２丁目79番地10
債務者　松田　順子
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６５号
埼玉県吉川市吉川団地４番15号108、旧住所埼玉県吉川市吉川団地４番16号506
債務者　志賀　節子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６６号
埼玉県富士見市羽沢２丁目12番３号
債務者　曽根　キヨ
１　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道紋別市幸町７丁目４番30号
債務者　高柳　和久
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第１０６号
岐阜県多治見市喜多町２丁目２番地　レジデンスムラセ202
債務者　濱田紗友美
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２６１号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田382番地５
債務者　佐藤　晴夫
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１１９号
埼玉県川口市大字差間32番地の10
債務者　高橋　圭子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７８号
埼玉県川口市領家１丁目７番７号　エステートピアミナモト２　105号
債務者　松野けい子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―18―501
債務者　河合　和人
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５８号
埼玉県戸田市下戸田１丁目15番１―205号、旧住所埼玉県戸田市中町１丁目16番地の10パークハウス中町203号室
債務者　岡　絵美里（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７６号
埼玉県上尾市大字上尾下664番地　パナヤマニA―102
債務者　小関久美子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８５号
さいたま市南区根岸４丁目７番５号　オリーブマンション302
債務者　遠藤貴美子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷254番地２　県営毛呂山上宿団地１―304号
債務者　高橋　公子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６５号
埼玉県ふじみ野市西２丁目10番27号　Ｆ．Ｉ．Ｓ．上福岡
債務者　柳沼　明宏
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７２号
埼玉県川越市小仙波町２丁目９番地５　レオパレス21川越第17―102号室
債務者　上間　雅之
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月17日までさいたま地方裁判所川越支部